

【事業概要】

地域の産業界と専門高校、行政等が連携して、生徒の企業実習、学校への企業技術者の講師派遣、教員の企業研修等を行うことにより、若手ものづくり人材を育成するための専門高校の実践的な人材育成プログラムを開発・実証し、それらを全国へ波及する事業について、経済団体等（以下「事業実施機関」という。）に対し委託により実施する。

【応募資格】

以下の機関が応募することができます。

公益法人（財団法人、社団法人）

認可法人（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等）

特定非営利活動法人

株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社

中小企業組合

有限責任事業組合

任意団体

本事業は、事業実施機関と都道府県又は政令指定都市教育委員会（以下「都道府県等教育委員会」という。）が共同提案するものです。従って、事業実施機関が経済産業省に応募するには、同時に、都道府県等教育委員会が、文部科学省の実施する「地域産業の担い手育成プロジェクト」に、同様の提案で応募することを条件とします。

【委託事業の内容】

地域ごとに、専門高校と地域産業界がコンソーシアムを形成する。具体的には、都道府県等教育委員会がものづくりに係る専門高校を、事業実施機関が主として中小企業と連携して、組織体を形成する。

事業実施機関は、コーディネータの活用を通じて、若手人材育成に熱心な地域の中小企業等を開拓し、地域の産業界が求める技術や人材育成ニーズを抽出し、企業と学校とのマッチングを行う。

都道府県等教育委員会は、事業実施機関と連携して、人材育成連携推進委員会（仮称）を設置し、地域・学科の特色、当該地域の産業集積の状況及び地域の中小企業等のニーズに沿った連携方策等を検討する。

以下を盛り込んだ地域産業界のニーズを踏まえた専門高校における実践的なものづくり人材育成プログラムを開発する。

- ・生徒の企業実習
- ・企業技術者等による学校での実践的指導
- ・教員の企業での高度技術習得

開発されたプログラムの実証を通じて、その成果を全国に波及する。

【委託費の規模】

- ・1箇所当たりの委託費は、1,400万円(税込み)を上限とする

文部科学省が実施する「地域産業の担い手育成プロジェクト」の1箇所当たりの委託費は、約1,000万円(税込み)が上限となります。

【委託事業の実施期間】

- ・契約は単年度契約です。
- ・基本的に、委託契約締結日から平成23年3月31日までの3年間の計画を作成していただきます。
- ・事業成果報告書等をもとに実施する評価において、事業を継続することが妥当であると判断した場合、当該事業の継続を決定し、次年度以降の契約を締結するものとします。

【公募期間】

- ・平成20年3月12日(水)～平成20年4月14日(月)